

社会福祉法人 光明寺福祉会

小規模多機能型居宅介護 やすらぎの家 契約書

◆◆ 目 次 ◆◆

第一章 総則

第 1 条 (契約の目的)

第 2 条 (契約期間)

第 3 条 (居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更)

第 4 条 (介護保険給付対象サービス)

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第 5 条 (サービス利用料金の支払い)

第 6 条 (利用の中止、変更、追加)

第 7 条 (利用料金の変更)

第三章 事業者の業務

第 8 条 (事業者及びサービス従事者の業務)

第 9 条 (守秘義務等)

第四章 損害賠償 (事業者の義務違反)

第 10 条 (損害賠償責任)

第 11 条 (損害賠償がなされない場合)

第 12 条 (事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

第五章 契約の終了

第 13 条 (契約の終了事由、契約終了に伴う援助)

第 14 条 (契約者からの中途解約)

第 15 条 (契約者からの契約解除)

第 16 条 (事業者からの契約解除)

第 17 条 (清算)

第六章 その他

第 18 条 (苦情処理)

第 19 条 (協議事項)

氏（以下「契約者」という）と社会福祉法人 光明寺福祉会
やすらぎの家（以下「事業者」という）は、契約者が事業所から提供される小規模多機能
型居宅介護サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり
契約（以下「本契約」という）を締結します。

第一章 総則

第1条（契約の目的）

- 1 事業者は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者が住み慣れた地域での生活を継続し、
その有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援する
ことを目的として、第4条に定める小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。
- 2 事業者が契約者に対して実施するサービス内容、事業所の概要、利用料金などの重要
事項は、別紙「重要事項説明書」及び「サービス利用書」に定めるとおりとします。

第2条（契約期間）

本契約書の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日まで
とします。

ただし、契約期間満了の7日前までに契約者から文章による契約終了の申し入れがな
い場合には、本契約は更に同じ条件で更新されるものとし、以後も同様とします。

第3条（居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の決定・変更）

- 1 事業者の管理者（以下、「管理者」という）は、事業所の介護支援専門員（以下、「介
護支援専門員」という）に契約者の居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画
の作成に関する業務を担当させることとします。
- 2 介護支援専門員は、契約者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、
援助の目標、当該援助の目的を達成するための具体的なサービス内容等を記載した小規
模多機能型居宅介護計画を作成します。
- 3 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について、契約者及び
その家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。
- 4 事業者は、契約者の心身の状況、その置かれている環境等の変化により、援助目標や
具体的なサービス内容を変更する必要がある場合、または契約者もしくはその家族等の
要請に応じて、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画について変更の必要
があるかどうかを調査し、その結果、必要があると認められた場合には、契約者及びそ
の家族等と協議して居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更するもの
とします。
- 5 前項の変更に際して、医療系サービスなど居宅サービス計画の変更が必要となる場合
は、速やかに関係事業者に連絡するなど必要な援助を行います。

- 6 事業者は、居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画を変更した場合には、契約者に対して書面を交付し、同意を得た上で決定するものとします。

第4条（介護保険給付対象サービス）

- 1 事業者は、介護保険給付対象サービスとして、事業者のサービス拠点において契約者に対して日常生活上の世話及び機能訓練を提供するサービス（以下、「通いサービス」という）、契約者の居宅に訪問して介護等を行うサービス（以下、「訪問サービス」という）及び事業者のサービス拠点に宿泊するサービス（以下、「宿泊サービス」という）を柔軟に組み合わせ、小規模多機能型居宅介護計画に沿って提供します。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第5条（サービス利用料金の支払い）

- 1 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が介護サービス費として市町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付費額」という）の限度において、契約者に代わって市町村から支払いを受けます。
- 2 契約者は、第4条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付費額を差し引いた差額分（自己負担分：通常はサービス利用料金の1割又は2割・3割）を事業者に支払うものとします。
但し、契約者がいまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金をいったん支払うものとします。（要介護認定後、自己負担分を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）
- 3 本サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合、契約者は登録した期間に応じて日割りした料金を事業者に支払います。
- 4 月途中で要介護度に変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。
- 5 前項のほか、契約者は、以下の料金を事業者に支払うものとします。
 - 一 通常の事業の実施地域以外の利用者に対する送迎費及び交通費。
 - 二 食事の提供に要する費用。
 - 三 おむつ代。
 - 四 宿泊にかかる費用。
 - 五 小規模多機能型居宅介護サービスのなかで提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であって、契約者に負担させることが適当に認められる費用。
- 6 前5項に定めるサービス利用料金は1ヶ月ごとに計算し、契約者はこれを翌月20日までに支払うものとします。

第6条（利用の中止、変更、追加）

- 1 契約者は、利用期日前においてサービスの利用を中止、変更もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2 事業者は、前項に基づく契約者からのサービス利用の変更の申し出に対して、従業員の稼働状況により、契約者の希望する日時にサービス提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第7条（利用料金の変更）

- 1 第5条第1項及び第2項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2 第5条第5項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して変更を行う2ヶ月前までに説明した上で、当該サービスの利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には、本契約を解約することができます。

第三章 事業者の業務

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

- 1 事業者及び従業者は、サービスの提供にあたって、契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
- 2 事業者は、契約者の健康管理を適切に行うため、主治医との密接な連携に努めるものとします。
- 3 事業者は、現に小規模多機能型居宅介護サービスの提供を行っているとき、利用者に容態の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに契約者の主治医に連絡を取るなど必要な対応を講じます。
- 4 事業者は、自ら提供する小規模多機能型居宅介護の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るものとします。
- 5 事業者は、事業の運営にあたって、地域住民またはその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図るものとします。
- 6 事業者は、契約者に対する小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を作成し、それを5年間保管し、契約者または代理人の請求に基づいてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとする。

第9条（守秘義務等）

- 1 事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を、正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した

後も継続します。

- 2 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3 前2項に関わらず、契約者に係る他の介護サービス事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文章により得た上で、契約者またはその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第四章 損害賠償（事業者の業務違反）

第10条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に従って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、契約者に故意または過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められるときに限り、損害賠償責任を減じることができるものとします。

- 2 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第11条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

- 一 契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 二 契約者が、サービスの実施のために必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、または不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 三 契約者の急激な体調の変化等、事業者が実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
- 四 契約者が、事業者及び従業員の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第12条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第五章 契約の終了

第13条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

- 1 契約者は、以下の各号に基づく契約の終了がない限り、本契約に定めるところに従い、

事業所が提供するサービスを利用することができるものとします。

- 一 契約者が死亡した場合。
 - 二 要介護認定により契約者の心身の状況が自立と判定された場合。
 - 三 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合またはやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - 四 事業者が介護保険の指定を取り消された場合または指定を辞退した場合。
 - 五 第14条から第16条に基づき本契約が解約または解除された場合。
- 2 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了する場合には、契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第14条（契約者からの中途解約）

- 1 契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。
- 2 契約者は、以下の事項に該当する場合には、本契約を即時に解約することができます。
 - 一 第7条第3項により本契約を解約する場合。
 - 二 契約者が入院した場合。

第15条（契約者からの契約解除）

契約者は、事業者又は従業者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

- 一 事業者もしくは従業者が、正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合。
- 二 事業者もしくは従業者が、第9条に定める守秘義務に違反した場合。
- 三 事業者もしくは従業者が、故意または過失により契約者またはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合。

第16条（事業者からの契約解除）

事業者は、契約者が以下の事項に該当する場合には本契約を解除することができます。

- 一 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- 二 契約者による第5条第1項から第5項に定めるサービス利用料金の支払いが1ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
- 三 契約者が、故意または重大な過失により事業者または従業者の生命・財産・信用等を傷つけ、または著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。

社会福祉法人 光明寺福祉会

小規模多機能型居宅介護 やすらぎの家 重要事項説明書

当事業所はご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆ 目 次 ◆◆

1. 事業者.....	1
2. 事業所の概要.....	2
3. 事業実施地域及び営業時間.....	3
4. 職員の配置状況.....	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金.....	3
6. 苦情の受付について（契約書第 18 条参照）.....	8
7. 運営推進会議の設置.....	9
8. 協力医療機関、バックアップ施設.....	9
9. 非常火災時の対応.....	9
10. サービス利用にあたっての留意事項.....	10

1. 事業者

- | | |
|-----------|------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 光明寺福祉会 |
| (2) 法人所在地 | 福井県勝見 3 丁目 2201 |
| (3) 電話番号 | 0776(27)1149 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 一乗 玲子 |
| (5) 設立年月 | 昭和 54 年 8 月 21 日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の名称 小規模多機能型居宅介護事業所 やすらぎの家
- (2) 事業所の所在地 福井県福井市日の出3丁目12の8
- (3) 電話番号 0776-27-1149
- (4) 指定年月 令和2年 8月 1日(福井市指令地ケ第527号)
- (5) サービスの種類 小規模多機能型居宅介護
介護予防小規模多機能型居宅介護
- (6) 事業開始年月日 令和2年8月1日
- (7) 事業管理者 一乗 淳子
- (8) 事業所の目的 住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い利用者が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活の支援を目的として、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供します。
- (9) 当事業所の運営方針 利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援します。
- (10) 登録人数 25名
(通いサービス定員15名、宿泊サービス定員9名)
- (11) 居室等の概要 当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室です。(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望に添えない場合もあります)。

居室・設備の種類		室数	備考
宿泊室	個室	9室	ナースコール、テレビ、タンス等完備しております。
	合計	9室	
居間・食堂		ゆったりとくつろげるスペースを確保しております。	
台所		利用者と一緒に安全に家事等を一緒にできるよう、IHキッチンを完備しております。	
浴室		広々と入浴できるスペース、またリフト完備のため、車椅子使用者の方でも、安心して入浴して頂けます。	
消防設備		自動火災報知機・非常通報装置・スプリンクラー設備・誘導灯及び標識 防火戸・消火器具等を完備しております。	
その他			

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護事業所に必置が義務付けられている施設・設備です。

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 福井市

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスを利用できません。

(2) 営業日及び営業時間

営業日	365日
通いサービス	月～日 6時～21時
訪問サービス	随時
宿泊サービス	月～日 21時～ 6時

※受付・相談については、通いサービスの営業時間と同様です。

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	常勤	非常勤	指定基準	職務の内容
管理者	1人	人	1人	事業内容調整・苦情解決責任
介護支援専門員	人	1人	1人	サービスの調整・相談業務・苦情相談窓口
介護職員	5人	5人		日常生活の看護・相談業務
看護職員	人	1人	1人	健康チェック等の医務業務

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週40時間）で除した数です。

（例）週8時間勤務の介護職員が5名いる場合、常勤換算では、

1人（8時間×5人÷40時間＝1人）となります。

<主な職種の勤務体制>

職種	勤務体制
管理者	勤務時間 8：30～17：30
介護支援専門員	勤務時間 8：30～17：30
介護職員	主な勤務時間 9：00～18：00（他） 夜間勤務時間 16：30～ 9：30（他） その他、利用者の状況に対応した勤務時間を設定します。
看護職員	勤務時間 8：30～12：30

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、以下の2つの場合があります。

- | |
|---|
| <p>(1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(介護保険の給付の対象となるサービス)</p> |
|---|

(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合
(介護保険の給付の対象とならないサービス)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第4条参照)

以下のサービスについては、利用料金の9割が介護保険から給付され、利用者の自己負担は費用全体の1割から3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。(5)参照。

<サービスの概要>

ア 通いサービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の介助をします。
- ・調理場で利用者が調理することができます。
- ・食事サービスの利用は任意です。

② 入浴

- ・入浴または清拭を行います。
- ・衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- ・利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ご契約者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。
- ・訪問サービス実施のための必要な備品等(水道・ガス、電気を含む)は無償で使用させていただきます。
- ・訪問サービスの提供にあたって、次の該当する行為はいたしません。

① 医療行為。

② ご契約者もしくはその家族等からの金銭または高価な物品の授受。

③ 飲酒及びご契約者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙。

④ ご契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動。

⑤ その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為。

ウ 宿泊サービス

・事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

<サービス利用料金> (契約書第5条参照)

ア 通い・訪問・宿泊(介護費用分)すべてを含んだ一月単位の包括費用の額利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)です。

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(自己負担額)をお支払いください。

(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります)。

<小規模多機能型居宅介護>

ご契約者の要介護度 サービス利用料金	経過的 要介護	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用に係る 自己負担額	円	円	円	円	円	円
1割負担		10.423	15.318	22.283	24.593	27.117
2割負担		20.846	30.636	44.566	49.186	54.234
3割負担		31.269	45.954	66.849	73.779	81.351

<介護予防小規模多機能型居宅介護>

ご契約者の要介護度と サービス利用料金	要支援 1	要支援 2				
サービス利用に係る 自己負担額	円	円				
1割負担	3.438	6.948				
2割負担	6.876	13.896				
3割負担	10.314	20.844				

☆月ごとの包括料金ですので、契約者の体調不良や状態の変化等により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引または増額はいたしません。

☆月途中から登録した場合または月途中から登録を終了した場合には、登録した期間に応じて日割りした料金をお支払いいただきます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは、以下の日を指します。

【登録日】利用者が当事業所と利用契約を結んだ日でなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実施に利用開始した日。

【登録終了日】利用者と当事業所の利用契約を終了した日。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ ご契約者に提供する食事及び宿泊に係る費用は別途いただきます（下記（２）ア及び参照）。

イ 加算（１日につき）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として下記のとおり加算分の自己負担が必要となります。30日を超える入院をされた後に再び利用を開始した場合も同様です。

1. 加算対象サービスとサービス料金	初期加算（30日まで） 300円（1日あたり）
2. うち、介護保険から給付される金額	270円（1日あたり）
3. サービス利用に係る自己負担額 （1－2）	30円（1日あたり）

（２）介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第5条参照）

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

ア 食事の提供（食事代）

ご契約者に提供する食事に要する費用です。

料金： 朝食：380円 昼食：500円 夕食：500円

イ 宿泊に要する費用

ご契約者に提供する宿泊サービスの宿泊に要する費用です。

料金： 個室：1640円

ウ 通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費

通常の事業の実施地域以外のご契約者に対する送迎費及び交通費です

エ レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

オ 複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

料金： 1枚につき 50円

☆ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額を変更するこ

とがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、特別な理由がない限り変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法（契約書第5条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し次のいずれかの方法により翌月20日までにお支払いください。

- ① 事業所での現金支払い
- ② 自動口座引落とし

(4) 利用の中止、変更、追加（契約書第6条参照）

☆ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、契約者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

☆ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者申し出てください。

☆ 5.（1）の介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用（定額）のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし、5.（2）の介護保険対象外のサービスについては、利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただしご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金 (自己負担相当額)の20%

☆ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(5) 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を評価、見直しを行います。計画の内容及び評価結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

6. 苦情の受付について（契約者第 18 条参照）

（1）事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付担当窓口（担当者）

[職名] 介護支援専門員 北村たえ子

- 受付時間 毎週月曜日から金曜日 8:30～17:30

- 苦情解決責任者（担当者）

[職名] 管理者 一乗 淳子

- 第三者委員 石川 廣志

ご意見箱を 1 階玄関・2 階エレベーター前に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

福井市役所 地域包括ケア推進課	所在地 福井県福井市大手 3 丁目 10-1 電話番号・TEL 0776(20)5400 FAX 0776(20)5426 受付時間 8:30～17:15
国民健康保険団体連合会	所在地 福井県福井市西開発 4 丁目 202-1 電話番号・TEL 0776(57)1611 FAX 0776(57)1625 受付時間 8:30～17:00
福井県社会福祉協議会 (福井県運営適正化委員会)	所在地 福井県福井市光陽 2 丁目 3-22 電話番号・TEL 0776(24)2347 FAX 0776(24)8942 受付時間 8:30～17:00

（3）苦情解決の手順

- 1、苦情の受付（随時苦情を受け付けます）
- 2、苦情受付の報告・確認（受け付けた苦情はすべて苦情解決責任者に報告内容について記録 苦情申出人に確認します）
- 3、苦情解決に向けての話し合い（苦情解決責任者は苦情申出人と話し合いによる解決に努め、必要に応じ第三者委員の助言を求めることができます）
- 4、苦情解決結果の記録・報告（苦情受付担当者は、受付から解決・改善までの経過と結果について書面に記録。 苦情解決責任者は定期的に第三者委員に報告し必要な助言を受け、苦情申出人に対し報告します）

7. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、市町村職員、地域包括支援センター職員、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等。

開 催：隔月で開催。

会議録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

8. 緊急時の対応

利用者様の病状や、容態に急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにご家族・身元引受人・後見人の方に連絡し、主治医又は、協力医療機関と連絡を取り必要な措置を講じます。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、利用者様の病状の急変等に備えて以下の協力医療機関とバックアップ施設との連携体制を整備しています。

<協力医療機関・施設>

嶋田病院	所在地 福井市西方1丁目2の11 TEL 0776(21)8008
介護老人福祉施設ビハーラ大野	所在地 福井県大野市牛ヶ原第154号1番地の1 TEL 0779(66)1850
岩井歯科医院	所在地 福井市日之出2丁目15番16号 TEL 0776(24)2600

10. 事故発生時の対応

利用者家族・身元引受人・後見人等・市町村に連絡を行うなど必要な対応を講じます。

11. 非常災害時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、避難訓練を年2回、利用者様も参加して行います。

福井消防署への届出日：令和2年 8月1日付

防火管理者 一 乗 敏 径

<消防用設備>

- ・自動火災報知機
- ・非常通報装置
- ・スプリンクラー 設備
- ・誘導灯および誘導標識
- ・防火戸
- ・消火器具

12. サービス利用にあたっての留意事項

- サービス利用の際には、介護保険被保険者証を提示してください。
- 事業所内の設備や器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
- 他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。

○所持金品は、自己の責任で管理してください。

○事業所内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護事業所 やすらぎの家

説明者職名 管理者 一 乗 淳 子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者
〒

住 所

氏 名 印

身元引受人
〒

住 所

氏 名 印

代筆者
〒

住 所

氏 名 印